

## 商業施設内キッズプレイランド安全10ヶ条

1. キッズプレイランドの設計、製造、施工、配置計画、維持管理及び運営管理に係わる事業者は、こどもが安全に遊べる空間を提供するため、こどもが予測できない危険要素は可能な限り除去することを重点的に考慮し業務遂行に努めましょう。

2. キッズプレイランドに導入する遊具の設計・製造・設置及び各遊具の配置にあたっては、国内外の安全基準を必要に応じ参考にするとともに、遊具取扱マニュアル、運営マニュアル、点検保守マニュアル等の安全にかかわる標準業務手順書類をキッズプレイランドの供用開始前に準備しましょう。

3. キッズプレイランドの運営管理にあたっては、保護者の見守りを原則とするが、遊具の種類、対象年齢、規模・設置面積、リスク度、設置数、配置、混雑度などを総合的に考慮し、利用者の利用状況把握と安全管理のため、必要と判断する人数の運営スタッフを、運営管理者の責任において配置しましょう。

- ・要員配置が必要となるキッズプレイランドは、定員 20 人以上の施設とします。

- ・上記にかかわらず、キッズプレイランド内に高リスクエリアがある場合には、追加的にそのエリアに運営スタッフを配置し、安全管理水準を維持することに努めましょう。

4. 配置する運営スタッフには、設置された遊具および遊具空間全体の安全管理についての知識・技能習得のため、適宜教育研修を実施しましょう。

5. 遊具の適切な遊び方について、利用者および保護者にわかりやすく掲示するとともに、運営スタッフを配置する場合は、入場前のこどもおよび保護者に、遊び方の基本ルール及び危険・禁止行為などを口頭でしっかり説明しましょう。

6. キッズプレイランドの定員を設定し、定員管理をしましょう。定員設定においては、遊具内部床面積合計および遊具と一体的に供用される遊具周囲の遊び空間（休憩エリア及び保護者の見守りエリアは除く）を合算した実質的な遊び空間の総面積について、こども一人当たりおおむね 2.5 m<sup>2</sup>以上の空間が確保できていることを基準に定員設定しましょう。

7. 体格差のあるこどもが混在する環境での衝突リスクを軽減するため、必要に応じ、遊具ないしは遊具エリアごとに年齢、身長、体重制限などの利用制限を設定し、管理しましょう。



8. 入場前に、服のひも、ネックレス、イヤリング、ヘアピンなどのアクセサリ、スカーフ、マフラーなどを外し、かつポケットを空にして入場するように注意喚起しましょう。

9. 日常点検として、始業前点検リストを活用し、一つ一つの点検項目をしっかりと確認、補修修繕が必要な場合は迅速に対応しましょう。また、点検リストによる記録簿は運営現場に常時保管しましょう。

10. 日常点検とは別に、個々の遊具および遊具空間全体の定期点検を専門の技術・技能がある専門家により実施するとともに、安全管理上必要な補修修繕を迅速に行いましょう。

1) 本ガイドラインにおける商業施設とは、ショッピングセンター、家電量販店、書店、飲食店、コンビニエンスストア、遊園地、テーマパークを主な対象とする。

2) 本ガイドラインにおけるキッズプレイランドとは、子どもが体を動かして遊ぶことを目的とした施設及びその遊具を指し、具体的には屋内遊戯施設（インドアプレイグラウンド）、複合アスレチック、エア遊具、ジャンピング遊具、ボールプール、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、その他これらに類するものを対象とする。

ただし、スポーツ施設、健康増進施設、プール・水遊び施設、公園や学校の遊具、公共の遊び場や広場、公開空地等に設置された遊具は対象としない。

3) 本ガイドラインの1の危険要素とは、突起物や鋭利な角、こどもが予測できずに挟み込み、転落、転倒、衝突などの事象を引き起こす可能性のある危険箇所、遊具構造ないしは動線配置計画の欠陥（隣接遊具出入口のクリアランス不足、利用動線の交差、床面の障害物等）などを指す。

4) 本ガイドラインの2の参考となる国内外の安全基準とは、

- ・ ASTM F1918-12 「Standard Safety Performance Specification for Soft Contained Play Equipment」
- ・ ASTM F1487-11 「Standard Consumer Safety Performance Specification for Playground Equipment for Public Use」
- ・ EN1176 「Playground Equipment and Surfacing」
- ・ EN1177 「Impact Attenuating Playground Surfacing Determination of Critical Fall Height」
- ・ 一般社団法人 日本公園施設業協会 「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S : 2014」
- ・ 一般社団法人 日本エア遊具安全普及協会 「安全運営の10カ条」

などを指す。

5) 本ガイドラインの3の高リスクエリアとは、具体的には、滑り台出口がボールプールの中にある場所ないしは他の遊具からボールプールに飛び降りることが可能となっている場所などが想定され、ボールプールに潜ったこどもとの衝突の恐れが高いエリアなどを指す。